

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令案要綱

一 前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等

1 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、毎年度、保険者に対して前期高齢者交付金を交付するものとする。 （第一条関係）

2 保険者が合併、分割又は解散をした場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定方法の特例を定めること。 （第二条関係）

3 前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求方法を定めること。 （第三条関係）

二 後期高齢者医療の費用負担

1 国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額及び負担金を減額する場合について定めること。 （第

四条及び第五条関係）

2 都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額及び負担金を減額する場合について定めること

。（第七条及び第八条関係）

3 市町村の後期高齢者医療給付費に対する負担金の額について定めること。（第九条関係）

4 市町村の後期高齢者医療に関する特別会計への繰入れ等について定めること。（第十条関係）

三 調整交付金

1 国が後期高齢者医療広域連合に対して交付する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすること。（第六条第一項から第三項まで関係）

2 普通調整交付金を調整交付金の総額の十分の九に相当する額とし、特別調整交付金を調整交付金の総額の十分の一に相当する額とすること。（第六条第四項及び第五項関係）

3 普通調整交付金及び特別調整交付金の交付額の調整方法について定めること。（第六条第六項関係）

四 後期高齢者交付金

毎年度、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金の額及び後期高齢者交付金を減額する場合について定めること。（第十一条関係及び第十二条関係）

五 財政安定化基金

1 都道府県が行う財政安定化基金による交付事業について、その交付時期、交付金の額等について定める

こと。(第十三条関係)

2 都道府県が行う財政安定化基金による貸付事業について、その貸付要件、貸付金の額等について定めること。(第十四条関係)

3 予定保険料収納額、実績保険料収納額、基金事業対象収入額、基金事業対象費用額及び財政安定化基金拠出金の額の算定方法等について定めること。(第十五条から第十九条まで関係)

4 その他財政安定化基金の運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めること。(第二十条関係)

六 特別高額医療費共同事業等

1 指定法人が行う特別高額医療費共同事業交付金の額等について定めること。(第二十一条関係)

2 指定法人に対し後期高齢者医療広域連合が納付する特別高額医療費共同事業に係る拠出金は、特別高額医療費共同事業拠出金及び特別高額医療費共同事業事務費拠出金とすること。(第二十二条関係)

3 指定法人に対し後期高齢者医療広域連合が納付する特別高額医療費共同事業拠出金の額について定めること。(第二十三条関係)

4 指定法人に対し後期高齢者医療広域連合が納付する特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額について

定めること。（第二十四条関係）

5 その他特別高額医療費共同事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。（第二十五条関係）

七 後期高齢者支援金等

1 保険者が合併、分割又は解散をした場合における後期高齢者支援金等の額の算定の特例を定めること。
（第二十六条関係）

2 後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求方法を定めること。（第二十七条関係）

八 基金高齢者医療制度債券

支払基金が発行する基金高齢者医療制度債券の形式、発行の方法等について定めること。（第二十八条から第三十七条まで関係）

九 その他

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の第一号法定受託事務とする事務を定めること。（第三十八条関係）

十 施行期日等

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

2 平成二十年度から平成二十五年度までの各年度における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額、平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金拠出率並びに平成二十年度から平成二十四年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法の特例を定めること。（附則第二条から第四条まで関係）

3 病床転換助成事業について、その終期を平成二十五年三月三十一日とすること等を定めること。（附則第五条から第十四条まで関係）

4 後期高齢者医療広域連合が不均一の保険料の賦課をした場合における特別会計への繰入れ等を定めるところ。（附則第十五条関係）